

白糖町立庶路学園 「いじめ防止基本方針」

1 基本姿勢

いじめの未然防止、早期発見及び早期解消等のための対策に関し、学校としての基本理念、教職員の責務や役割、保護者や関係機関との連携など、基本的な方針の策定並びに対策の基本となる事項等を定めることにより、対策を総合的かつ効果的に推進し、児童生徒の尊厳を保持するとともに、児童生徒が互いの違いを認め合い、支え合いながら、健やかに成長できる環境を充実させる。

2 定義～「いじめ」とは

当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものとする。

3 いじめの禁止

「いじめは絶対に しない・させない・みのがさない！」

児童生徒に、いかなる理由があってもいじめを行ってはならないことをしっかり認識させる。

4 学校の責務

いじめはどの児童生徒にも起こりうるものであるとの認識のもと、いじめが行われず、すべての児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係機関との連携を図りながら、全教職員でいじめの未然防止と早期発見に取組み、迅速かつ適切に対応することにより再発防止に努める。

5 学校におけるいじめ防止の基本施策

(1) 未然防止

①児童生徒に対して

- ・「いじめは決して許されないこと」を児童生徒が認識できるようさまざまな活動で指導する。
- ・児童生徒一人ひとりが自己存在感をもてる学級づくりを行い、学級のルールを守ろうとする規範意識を醸成する。
- ・思いやりの心や命の大切さを道徳の時間を要として、全教育活動を通して育む。
- ・わかる授業を通して基礎基本の確実な定着を図り、児童生徒に成就感や達成感を味わわせる。
- ・本町の「三愛運動」と連動した指導を行う。

②学校として

- ・「いじめは決して許さない」という姿勢を職員全体が認識し、児童生徒に示す。
- ・児童生徒が自分の居場所と感じられる学級経営に努める。
- ・思いやりの心や命の大切さを育む指導の充実を図る。
- ・さまざまな児童生徒の活動に目をやり、アンケート調査結果を踏まえ、児童生徒の変化に敏感に気づく眼をもつ。
- ・問題を軽視したり抱え込んだりせず、管理職や同僚への情報提供や協力を求める姿勢をもつ。

③保護者・地域に対して

- ・児童生徒にのいじめのサインが見られたときは、迅速に学校に相談することの大切さを伝える。

- ・学校・家庭・地域の連携がいじめの防止・解決にとって大切であることを学校便りや町内会の会合などで周知を図る。

(2) 早期発見・早期対応

①「変化に気づく」

- ・日々の教育活動を通しての児童生徒の変化を共有する場を設定する。
- ・アンケート調査やQ-U検査を活用する。
- ・教育相談の機会を重視する。

②「誰にでも相談できる」

- ・困ったことや悩んでいることについて、教員やスクールカウンセラーなど、誰にでも相談する大切さを教える。
- ・相談に当たっては、親身になって話を聴き、本人の苦しみを受け止める。
- ・相談を受けた教員は、管理職に報告するとともにいじめ防止委員会で情報を共有する。

③「傷が広がらないうちに」

- ・組織的な体制で事実を早期に把握し確認する。
- ・いじめることをやめさせ、いじめの行為の重大さを気づかせる指導を行う。
- ・いじめる側の心の安定を図る指導を行う。
- ・見て見ぬ振りをする周囲の生徒に対し、いじめに荷担することと同じであることに気づかせる。
- ・事実関係を正確に当該児童生徒の保護者に伝え、学校への指導や対応について、連携して取り組んでいくことを伝える。

(3) 校内体制～いじめ防止委員会～

校務分掌に「いじめ防止委員会」を位置づける。

①構成

ウ 構成員は、校長・副校長・教頭・生徒指導担当・ブロック長・養護教諭・スクールカウンセラーとする。スクールカウンセラーは状況に応じて要請する。

②役割

本校のいじめ防止等の取組に関することや相談内容の把握、保護者への啓発を行う。

③いじめ発生時の対応

ブロック長、担任を加え、事実関係の把握、該当児童生徒・保護者への対応について協議する。

④取組の評価

学校評価の保護者アンケートや生徒へのいじめアンケートから、その結果を公表し次年度の改善に生かす。

(4) 関係機関との連携

- ①些細ないじめ案件であっても、町教委や青少年センターに報告、学校の対応への指導助言を求め、組織的に動く。
- ②PTA・連合町内会・学校運営協議会の会合等でいじめに関する話し合いをお願いする。
- ③心理や法律の専門家も教員とともに保護者対応にあたる場合がある。

6 ネットを通じて行われるいじめへの対応

(1) 保護者への啓発

入学説明会やPTA総会の場で、必要のない場合は、「子どもにケータイ・スマホを持たせない、使わせない」呼びかけを継続する。

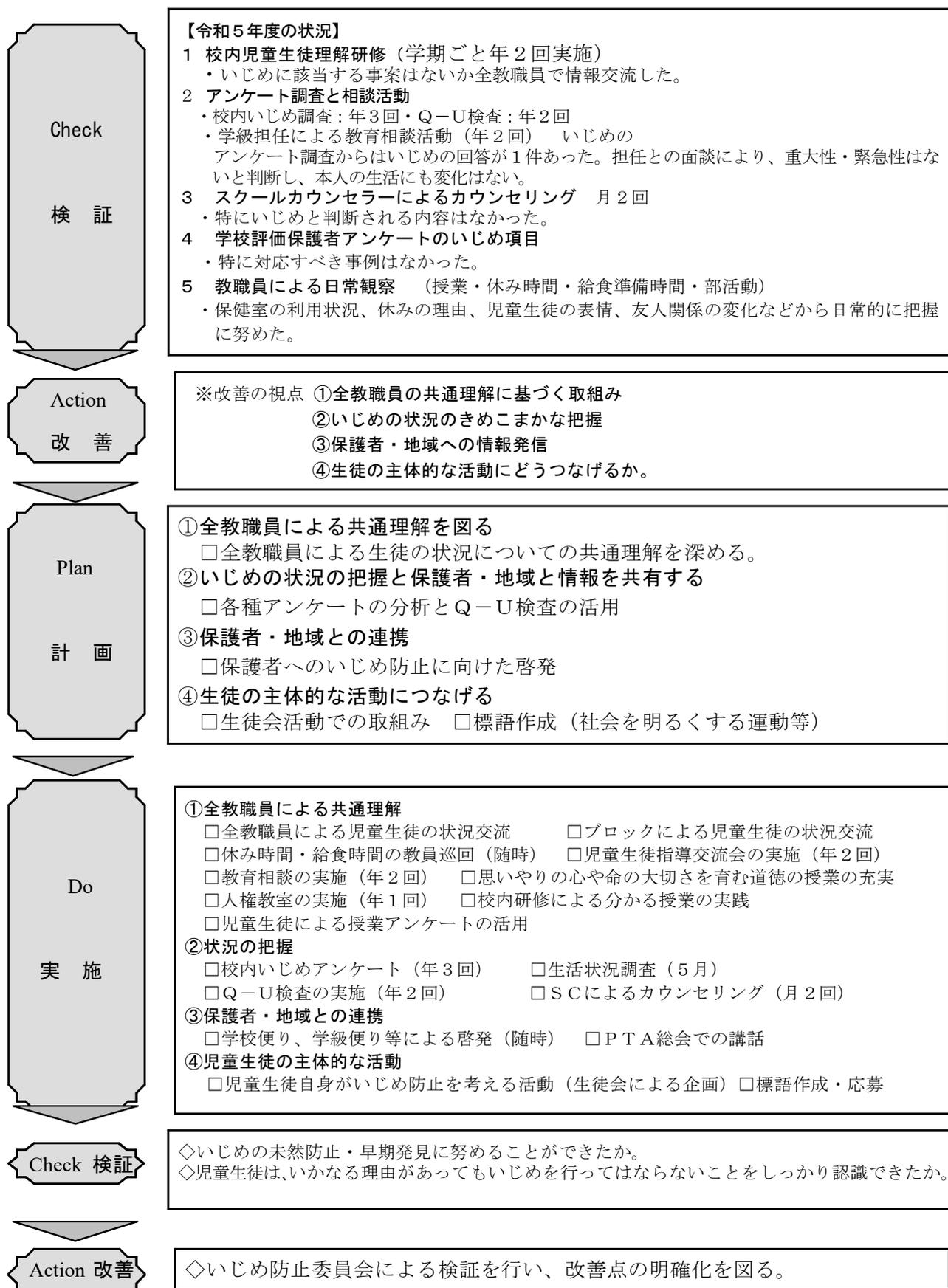
(2) 児童生徒へのモラル教育の充実

防犯教室でネット問題を取り上げるとともに、学級での指導を充実する。

(3) 関係機関との連携（教育局、町教委、釧路警察署等）

ネットパトロールと連携し問題行動を把握する。

7 いじめ未然防止プラン



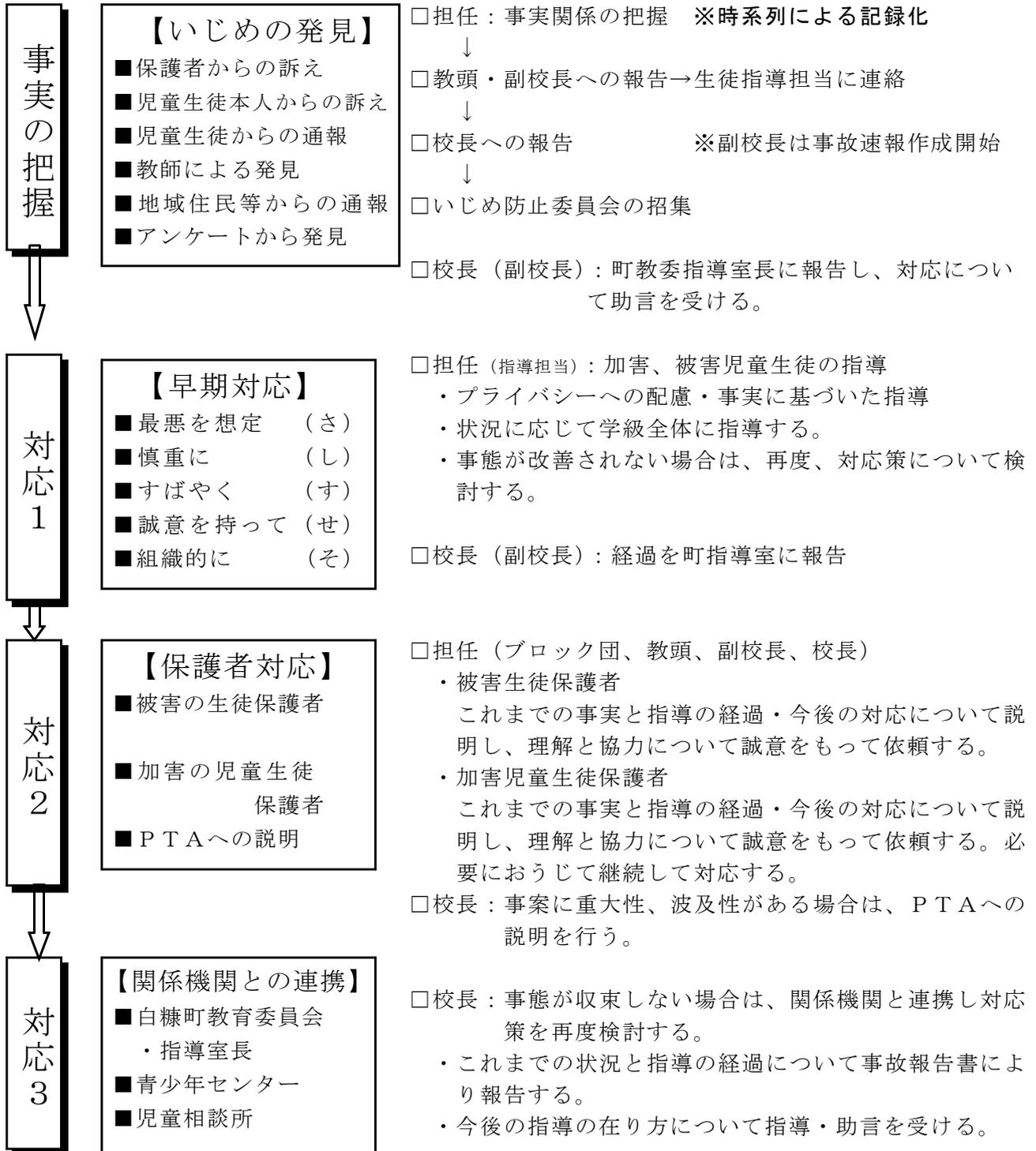
8 未然防止の取組スケジュール

	いじめ防止の取組	※は外部との連携	調査アンケート
4月	<input type="checkbox"/> いじめ対策委員会 ・いじめ防止基本方針確認 <input type="checkbox"/> 職員会議 ・全教職員によるいじめ防止の共通理解 <input type="checkbox"/> 児童生徒理解研修① ・新入生の状況把握 <input type="checkbox"/> 家庭訪問 ・いじめの有無の状況把握 ・ネット問題有無の確認 <input type="checkbox"/> PTA総会 ・いじめの状況について講話	思いやりや命を大切に する指導の充実 (年間を通して)	<input type="checkbox"/> 全国学力・学習状況調査
5月	<input type="checkbox"/> 町生徒指導研究協議会 <input type="checkbox"/> 教育相談週間①		<input type="checkbox"/> 生活・学習状況調査 <input type="checkbox"/> Q-U検査① <input type="checkbox"/> いじめ調査①
6月	※町生徒指導研究協議会 <input type="checkbox"/> 標語コンクール応募		
7月	<input type="checkbox"/> 参観日 ・保護者から情報収集 <input type="checkbox"/> 祭典巡視 ・地域から情報収集 <input type="checkbox"/> 性に関する講座 ・命の大切さを学ぶ ※町生徒指導研究協議会		<input type="checkbox"/> 学校評価 保護者アンケート <input type="checkbox"/> 児童生徒の授業評価
8月	<input type="checkbox"/> 祭典巡視 ・地域から情報収集		
9月	※町生徒指導研究協議会 ・町内の情報交流 <input type="checkbox"/> 学園祭 ・活動を通して友だちの良さに気づかせる。 ・児童生徒会企画		
10月	<input type="checkbox"/> 教育相談週間② <input type="checkbox"/> 学校運営協議会		<input type="checkbox"/> Q-U検査② <input type="checkbox"/> いじめ調査②
11月	<input type="checkbox"/> 児童生徒総会 <input type="checkbox"/> 人権教室 ・外部講師招聘 <input type="checkbox"/> 児童生徒理解研修③		
12月	<input type="checkbox"/> 校外巡視 ※町生徒指導研究協議会		<input type="checkbox"/> 学校評価保護者アンケート <input type="checkbox"/> 児童生徒質問紙調査 <input type="checkbox"/> 児童生徒の授業評価
1月	<input type="checkbox"/> 非行防止教室 ・ネット利用について ・講師：釧路警察署		
2月	<input type="checkbox"/> いじめ対策委員会 ・校内の取組を検証 <input type="checkbox"/> PTA役員会 ・いじめの状況を報告 <input type="checkbox"/> 学校運営協議会 ・いじめの状況を報告 ※町生徒指導研究協議会		<input type="checkbox"/> いじめ調査③
3月	<input type="checkbox"/> いじめ対策委員会 ・次年度の計画作成		

学校だより・学級だより等によるいじめに関する情報発信(随時)

スクールカウンセラーとの連携(月2回)・町生徒指導研究協議会との情報交流(通年)

9 早期対応マニュアル



【重大事案への対応】

重大事案は発生した場合、町教委の指導のもと、調査を行うなどの対応に当たります。

重大事案とは、「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」 ※児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合で、設置者である町教委に報告し指示を受けます。